(ﾛ)　事前確認手続き申請　平成25・26・27年度の全省庁統一資格を得ている者であれば、前記２(1)(ｲ)による当機構独自審査申請による競争参加資格を得ていなくても当機構の競争入札等に参加することができます。本方法による申請を行う場合は、２(4)及び２(5)(ﾛ)で指定する申請書に平成25・26・27年度の全省庁統一資格「資格審査結果通知書（写し）」を添えて当機構に申請してください。当該申請を行うことで、前記２(1)(ｲ)による当機構独自審査申請による競争参加資格を取得せずとも当機構による競争参加資格認定がなされたものとします。

(2)　申請書の受付期間　申請書類の受付期間は「当機構独自審査申請」と「事前確認手続き申請」で異なります。また、当機構独自審査申請の場合には、定期審査期間と随時審査期間があり、それぞれ付与する資格の有効期間が異なります。

(ｲ)　当機構独自審査申請の場合

①　定期審査受付期間　官報掲載日から平成25年１月31日（木）の９時30分から17時までとします（ただし、土、日曜日、休祝祭日及び平日の12時から13時までは受付を行いません）。なお、本期間に受付した申請に付与する資格の有効期間は、平成25年４月１日から平成28年３月31日までとします。申請書類に不備がある場合は受付いたしません。審査に必要な書類が全て揃った日をもって受付日とします。また郵送の場合は平成25年１月31日（木）（当日消印有効）とします。

②　随時審査受付期間　定期審査受付期間後は、随時受付となります。なお、随時受付した申請に付与する資格の有効期間は、当機構が競争参加資格認定を行った日より平成28年３月31日までとします。

(ﾛ)　事前確認手続き申請の場合　平成25・26・27年度の全省庁統一の資格を取得しましたら、当機構が実施する競争入札までに事前確認手続き申請をしてください。平成25年３月上旬より受付を開始します。なお、本申請による当機構が付与する有資格期間は、全省庁統一資格の「資格審査結果通知書（写し）」に記載された有効期間とします。

(3)　申請方法及び申請書の提出場所　申請書類の提出は、当機構独自審査申請及び事前確認手続き申請いずれの場合も持参又は郵送のみとし、次のところへ提出してください。なお、インターネットによる受付は行いません。

〒332―0012 埼玉県川口市本町４丁目１番８号　独立行政法人科学技術振興機構　経理部契約室契約調整担当　電話048―226―5617

(4)　当機構申請書の入手方法　申請には「当機構独自審査申請」及び「事前確認手続き申請」いずれの場合も、当機構の指定する申請書を利用してください。申請書は、インターネットにより独立行政法人科学技術振興機構のホームページにアクセスしダウンロードしてください。（ＵＲＬは２(5)内にそれぞれ記載してあります）

(5)　申請に必要な書類　「当機構独自審査申請」と「事前確認手続き申請」で必要となる申請書類が異なります。

(ｲ)　当機構独自審査申請の場合　次の書類を揃えて前記２(3)記載の場所に持参又は郵送により提出してください。なお、公的機関が発行する書類については、受付日を含めた３ヶ月以内に発行されたものに限ります（写しでも可。なお、「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、内容が鮮明であるもののみを有効とします。以下同じ。）。

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）
（http://choutatsu.jst.go.jp/html/announce/dokuji_b_25-27.html）

②　財務諸表類　法人の場合は直前２年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人の場合はこれらに類する書類

③　登記事項証明書（個人の場合は、市区町村が発行する身分証明書。いずれも発行後３ヶ月以内のもの。鮮明であれば写し可）

④　納税証明書　法人の場合は「その３―３」、個人の場合は「その３―２」（いずれも発行後３ヶ月以内のもの。鮮明であれば写し可）

⑤　営業経歴書

⑥　官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合の場合）

⑦　役員名簿（官公需適格組合の場合）

⑧　組合員名簿（官公需適格組合の場合）

⑨　民事再生法又は会社更生法の適用申請を行った会社は、裁判所による民事再生又は会社更生手続きの開始決定通知書の写し。

⑩　審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書面（官公需適格組合の場合）

⑪　返信用封筒長形３号（宛先、担当者名等を明記し、切手を貼付したもの）

⑫　名刺（担当者の名刺）

(ﾛ)　事前確認手続き申請の場合　全省庁統一の資格を利用して当機構の認定を受けようとする者は、次の書類を揃えて前記２(3)記載の場所に持参又は郵送（郵送記録の残るもの）により提出してください。

①　当機構の指定する「一般競争（指名競争）参加資格申請書（物品製造等）」を使用しその全てを記載したもの
（http://choutatsu.jst.go.jp/html/announce/jizen_b_25-27.html）　３月上旬開設予定

②　平成25・26・27年度の全省庁統一資格「資格審査結果通知書（写し）」なお、当機構の事前確認手続き申請に添付する資格審査結果通知書（写し）は最新のものを添付してください。

(6)　外国事業者が申請する場合

(ｲ)　申請書及び財務諸表は、日本語で作成してください。なお、その他の書類について外国語で記載されているものは、必ず日本語の訳文を付記又は添付してください。

(ﾛ)　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載してください。

(ﾊ)　資格審査の申請事務に関し、委任状に基づき日本国内の者に委任することができます。

(7)　申請書提出上の注意事項

(ｲ)　インターネットによる申請及び受付は行いません。

(ﾛ)　審査に必要な申請書類が全て揃った日を受付日とします。

(ﾊ)　当機構の入札等では、全国を一つの競争参加地域とすることから、地域区分は設けません。したがって申請書類は、必ず本社（店）名で作成し、支店又は営業所等の単位では作成しないでください（本店が外国に所在する外資系企業を除きます。）

(ﾆ)　申請は同一者につき１度で完了します。複数の営業所等からの申請など同一者による複数回の申請はしないでください。

(ﾎ)　申請書類のうち、金額に関する記載事項の基準日は、申請直前の営業年度の終了日となります。

(ﾍ)　申請書類の記載方法や注意事項のうち本公示に記載の無いものについては、当機構の「競争参加資格審査申請書記入要領」を参照してください。

３　競争参加者の資格及びその審査

(1)　当機構独自審査申請をする者の資格審査は、別記１の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行います。

(2)　当機構独自審査申請をする者の等級は、上記(1)の合計点により、別記２の区分に基づいて格付けします。

(3)　事前確認手続き申請を行った者については、申請書類に添付される全省庁統一資格「資格審査結果通知書」と同じ資格の種類と等級及び有効期間で当機構に登録となります。

４　資格審査結果の通知

等級の通知方法は、当機構が発行する「競争参加資格認定通知書」により申請者に通知（郵送）します。なお、事前確認手続き申請を行った者については、当機構における競争参加資格の有資格者としての登録を行うのみとし、当機構より競争参加資格通知書の発行は行いません。

５　受理できない申請書類又は資格を取消す場合について

下記事項に該当する者の申請書類は受理できません。また、資格を取得した後に下記事項に該当する事が判明した場合、当該資格を取消す事があります。

(ｲ)　上述２(5)に掲げる申請書等に不備がある者

(ﾛ)　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(ﾊ)　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む）

①　契約の履行に際し、故意に工事、製造若しくは役務の提供を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　競争に際し、不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもって連合した者

③　競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは契約者が契約を履行することを妨害した者

④　監督又は検査に際し、職員の職務の執行を妨害した者